

【 処置 】

4 1 9 耳垢栓塞除去（耳垢）の算定について

《令和 6 年 1 2 月 2 7 日》

○ 取扱い

耳垢に対する J 113 耳垢栓塞除去（複雑なもの）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

耳垢栓塞除去（複雑なもの）は、厚生労働省通知※に「耳垢水等を用いなければ除去できない耳垢栓塞を、完全に除去した場合に算定する。」と記載されており、また、「簡単な耳垢栓除去は、第 1 章基本診療料に含まれるものであり、耳垢栓塞除去を算定することはできない。」と記載されている。

単に耳垢の場合、その除去は上記通知より簡単な耳垢栓除去に該当し、処置料は基本診療料に含まれると解釈することが妥当である。

以上のことから、耳垢に対する J 113 耳垢栓塞除去（複雑なもの）の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について